

## 核の拡大抑止と日本の安全保障

### —核トマホーク退役の論点—

松 山 健 二

- ① 核兵器をめぐる日本の安全保障環境は、北朝鮮の核開発問題の解決の見通しが立っていない上に、中国の核戦力の増強が日本の脅威となっているとする議論があるなど、厳しいものとなっている。また、日米安保条約及び沖縄返還協定に関するいわゆる「密約」について日本政府が調査を行ったことと、米国が核トマホークの退役を方針として掲げたことから、非核三原則も含めて議論がなされている。
- ② 日本政府は、非核三原則を堅持する方針であり、米国政府の核政策に基づけば、現時点において、核兵器を搭載する米国の艦船の我が国への寄港はないと判断するとしている。また、核トマホークの退役については、日本の安全に影響を及ぼすというふうには基本的には考えていないとの見解を示した。
- ③ 核トマホークと B-52H に搭載される空中発射巡航ミサイル（攻撃対象によっては自由落下爆弾も）は攻撃手段としては代替可能であり、核トマホークの退役は日本の安全保障において抑止のための攻撃手段としての影響はないといえる。他方、日本の安全保障に提供される米国の抑止をより明確にする方法としては、核トマホークを搭載した攻撃型潜水艦が日本近海で存在を示すことは、寄港するかどうかはさておき、陸上配備よりは明確さという点で劣るものの、同じ理由で国内外に対する影響がより少ない選択肢となりうるものであった。
- ④ 米国の国際戦略問題研究所が 2009 年に公表した核の拡大抑止に関する報告書では、米国の日本に対する安全保障を強化する手段として日米間の抑止に関する戦略対話を提言している。東アジアの安全保障環境を踏まえて、日本の安全保障に提供される米国の抑止がこれまで以上に確かなものとして両国が理解する必要性が生じる状況においては、そのような戦略対話も含めて新たな対応が検討されることになろう。

# 核の拡大抑止と日本の安全保障 —核トマホーク退役の論点—

外交防衛課 松山 健二

## 目 次

はじめに

### I 米国の核兵器

- 1 核兵器の分類
- 2 米国の核兵器の概要
- 3 TLAM-N (核トマホーク)

### II 核抑止の基本的な概念

### III 米国の NCND 政策

### IV 非核三原則及び核トマホーク退役に関する日本政府の見解

### V 東アジアの安全保障環境

### VI 論点

- 1 攻撃手段としての論点
- 2 抑止する存在としての論点—非核三原則との関係

おわりに

〈略語一覧〉

## はじめに

バラク・オバマ (Barack Obama) 米大統領が、2009年4月5日のプラハにおける演説において、「核兵器のない世界の平和と安全を追求する米国の責任」について言及し、「米国は自らの国家安全保障戦略における核兵器の役割を低下させ、他国にも同様の措置をとることを求める」と述べたことから<sup>(1)</sup>、核兵器の役割に関する議論が一層盛んになっている。例えば、日本がオーストラリアとの共同のイニシアティブで2008年に立ち上げた「核不拡散・核軍縮に関する国際委員会 (International Commission on Nuclear Non-proliferation and Disarmament)」が2009年12月に公表した報告書「核の脅威を絶つために—世界の政策立案者のための実践的な計画」では、「すべての核武装国は明確な「先制不使用」の宣言を行うべきである」とし、そのような宣言を発する用意がなければ「核兵器保有の唯一の目的は…自国又はその同盟国に対してそのような兵器 [= 核兵器] を他国が使用するのを抑止することであるという原則を少なくとも受け入れるべきである」とした<sup>(2)</sup>。

他方、核兵器をめぐる日本の安全保障環境は、北朝鮮の核開発問題の解決の見通しが立っていない上に、中国の核戦力の増強が日本の脅威と

なっていると議論があるなど<sup>(3)</sup>、厳しいものとなっている。また、この核兵器をめぐる日本の安全保障環境については、次の二つのことと関連して一層の議論を呼んでいるところである。その一つは、日米安保条約及び沖縄返還協定に関するいわゆる「密約」について日本政府が行った調査であり、もう一つは、米国が2010年4月6日に公表した「核態勢見直し (Nuclear Posture Review: NPR)」である<sup>(4)</sup>。NPRとは、米国の核政策に関する基本文書であり、ウィリアム・J・クリントン (William J. Clinton) 政権 (1994年)、ジョージ・W・ブッシュ (George W. Bush) 政権 (2002年) に続いて今回は3回目である。なお、本稿では特に断らない限り、NPRというときはオバマ政権のものを指す。また、本稿で取り上げる人物の肩書きはすべて当時のものである。

日米安保条約及び沖縄返還協定に関するいわゆる「密約」について日本政府が行った調査の経緯及び概要は次のとおりである。

この「密約」については、次の四つを対象に、外務省内に設置された調査チームが調査報告書を作成し、当該調査報告書の内容を検証するための「いわゆる「密約」問題に関する有識者委員会」が設置された<sup>(5)</sup>。

### ① 1960年1月の安保条約改定時の、核持ち

(1) “Remarks by President Barack Obama, Hradcany Square, Prague, Czech Republic,” April 5, 2009. <<http://www.whitehouse.gov/the-press-office/remarks-president-barack-obama-prague-delivered>>, accessed on October 19, 2010.

(2) International Commission on Nuclear Non-proliferation and Disarmament, *Eliminating Nuclear Threats: A Practical Agenda for Global Policymakers*, Canberra, First published November 2009, Reprinted December 2009, pp.259-260, paras.49-50. <[http://www.icnnd.org/reference/reports/ent/pdf/ICNND\\_Report-EliminatingNuclearThreats.pdf](http://www.icnnd.org/reference/reports/ent/pdf/ICNND_Report-EliminatingNuclearThreats.pdf)>, accessed on October 19, 2010.

(3) 例えば、村井友秀「軍事大国化する中国の安全保障 1—東アジアにおける軍事バランスと戦争の可能性」『東亜』520号, 2010.10, pp.93-94.

(4) NPRについては多くの文献があるが、そのうちのいくつかを掲げれば次のとおりである。

梅林宏道「米「核態勢見直し」外交は変えた 軍事の実態は変わらない「核の傘」脱却のチャンスは拡大」『核兵器・核実験モニター』349-50号, 2010.4.15, pp.1-2; 金子将史「米国の新しい核戦略と「核の傘」」『PHP Policy Review』4巻27号, 2010.4.21, pp.1-11. <[http://research.php.co.jp/policyreview/pdf/policy\\_v4\\_n27.pdf](http://research.php.co.jp/policyreview/pdf/policy_v4_n27.pdf)>, accessed on October 20, 2010; 高橋杉雄「核兵器をめぐる諸問題と日本の安全保障—NPR・新START体制、「核兵器のない世界」、拡大抑止」『海外事情』58巻7/8号, 2010.7, pp.30-51; 梅本哲也「米国の核政策と「核兵器なき世界」」『国際問題』595号, 2010.10, pp.4-13; 川上高司「米国の核政策の動向—8年ぶりの「核態勢の見直し (NPR)」を読み解く」『立法と調査』309号, 2010.10, pp.41-56.

込みに関する「密約」

- ② 同じく、朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する「密約」
- ③ 1972年の沖縄返還時の、有事の際の核持ち込みに関する「密約」
- ④ 同じく、原状回復補償費の肩代わりに関する「密約」

この委員会は、2010年3月9日に『いわゆる「密約」問題に関する有識者委員会報告書』(以下『「密約」有識者委員会報告書』という。)を公表し、①と④については「広義の密約」、②については「狭義の密約」にそれぞれ該当し、③については「必ずしも密約とは言えないであろう」と結論付けた<sup>(6)</sup>。このうち、「核兵器搭載米艦船・航空機の進入・通過」に関する密約(①)については、日本の国是とされる、「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」という非核三原則との関係で議論を呼んできており<sup>(7)</sup>、『「密約」有識者委員会報告書』に対する論評においても特に取り上げられている。

他方、米国のNPRにおいては、核搭載トマホーク地上攻撃ミサイル(Tomahawk Land Attack Missile-Nuclear: TLAM-N)<sup>(8)</sup>の退役が方針として掲げられた。このTLAM-Nの退役については、

非核三原則に関するものも含めて日本の安全保障への影響という観点から議論がある。

本稿では、これらの議論に資するため、TLAM-Nの退役の日本の安全保障に対する影響を論じる。具体的には、最初にTLAM-Nを含めて米国の核兵器を紹介し、次に核抑止の基本的な概念を整理し、続けて「核兵器搭載米艦船・航空機の進入・通過」に関する「密約」と密接な関係にある「核兵器の有無について肯定も否定もしない(Neither Confirm Nor Deny: NCND)」という米国の政策及び東アジアの安全保障環境を概観し、これらを踏まえて核の拡大抑止と日本の安全保障に関する論点を提示する。なお、本稿では、被爆経験を持つ日本の安全保障を米国の核抑止によって良いのかという論点<sup>(9)</sup>は扱わない。

## I 米国の核兵器

### 1 核兵器の分類

核兵器は、戦略核兵器(strategic nuclear weapon)と非戦略核兵器(non-strategic nuclear weapon)に大別される。戦略核兵器とは、米露間においては、第1次戦略兵器削減条約(Strategic Arms Reduction Treaty I: START I)<sup>(10)</sup>や新START条約<sup>(11)</sup>によって規制される大陸間弾道ミサイル(Intercontinental

(5) いわゆる密約の概要及び外務省における調査に至る経緯については、次の文献を参照されたい。松山健二「日米安保条約の事前協議に関する「密約」」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』672号, 2010.3.9. <<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/issue/pdf/0672.pdf>>

(6) 有識者委員会『いわゆる「密約」問題に関する有識者委員会報告書』2010.3.9. <[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/mitsuyaku/pdfs/hokoku\\_yushiki.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/mitsuyaku/pdfs/hokoku_yushiki.pdf)>, accessed on October 13, 2010。「広義の密約」は「明確な文書による合意でなく、暗黙のうちに存在する合意や了解であるが、やはり、公表されている合意や了解と異なる重要な内容」を持つもの、「狭義の密約」は「二国間の場合、両国間の合意あるいは了解であって、国民に知らされておらず、かつ、公表されている合意や了解と異なる重要な内容(追加的に重要な権利や自由を他国に与えるか、あるいは重要な義務や負担を自国に引き受ける内容)」を持つものと定義されている。

(7) 非核三原則については多くの文献があるが、その経緯及び論点を整理したものとして次の文献がある。等雄一郎「非核三原則の今日的論点—「核の傘」・核不拡散条約・核武装論—」『レファレンス』679号, 2007.8, pp.41-60. <[http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/200708\\_679/067903.pdf](http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/200708_679/067903.pdf)>

(8) TLAM/Nと記載される場合もある。本稿ではTLAM-Nという表記を採用するが、引用に際しては情報源の用法に従う。

(9) 等 前掲注(7), pp.45-47.

(10) 1991年7月31日署名、1994年12月5日発効。

(11) 2010年4月8日に署名された米露の戦略核兵器を規制する条約である。2009年12月に失効したSTART Iを継承する条約であり、一般にこのように通称されている。

Ballistic Missile: ICBM)、潜水艦発射弾道ミサイル (Submarine-Launched Ballistic Missile: SLBM) 及び長距離爆撃機<sup>(12)</sup>を指し、それ以外の国についても一般的にはこの分類が適用される。非戦略核兵器は戦術核兵器ともいう。

地上発射弾道ミサイルを射程距離で分類する方法は複数あるが<sup>(13)</sup>、本稿では次のとおりとする。射程距離 5,500km を超えるものを ICBM、3,000-5,500km のものを中距離弾道ミサイル (Intermediate-Range Ballistic Missile: IRBM)、1,000-3,000km のものを準中距離弾道ミサイル (Medium-Range Ballistic Missile: MRBM)、1,000km 未満のものを短距離弾道ミサイル (Short-Range Ballistic Missile) という。日本では、IRBM と MRBM を併せて中距離弾道ミサイルということがある (文末に略語一覧あり)。

## 2 米国の核兵器の概要

米国の核兵器には、戦略核兵器として ICBM、SLBM 及び長距離爆撃機、非戦略核兵器として F-16 戦闘機に搭載される B61-3 及び B61-4 と、攻撃型潜水艦 (SSN)<sup>(14)</sup> に搭載することができる TLAM-N がある。ICBM はミニットマン (Minuteman) III、SLBM はトライデント (Trident) II、長距離爆撃機は B-52H と B-2A がある。SLBM は、弾道ミサイル搭載原子力潜水艦 (SSBN)<sup>(15)</sup> に配備される。B-52H は空中発射巡航ミサイル

(Air-Launched Cruise Missile: ALCM) を搭載し、B-2A は B61-7、B61-11 及び B83 を搭載する。

B61-7、B61-11、B83、B61-3 及び B61-4 は自由落下爆弾である。なお、米軍は、ALCM という略語について、空中発射巡航ミサイルという兵器の種類ではなく、その一種である AGM-86 を指すものとして用いている。

## 3 TLAM-N (核トマホーク)

TLAM-N とは、複数の形式を持つトマホーク巡航ミサイルの一つである。トマホーク巡航ミサイルは 1980 年代前半に配備された海洋発射巡航ミサイル (Sea-Launched Cruise Missile: SLCM) であり、核搭載型と通常弾頭搭載型がある。TLAM-N は 1984 年に最初に配備されており、誘導方式は慣性と地形等高線照合 (Terrain Contour Matching: TERCOM)<sup>(16)</sup> である。TLAM-N は、5-150 キロトンの威力を持つ W80 核弾頭を搭載し<sup>(17)</sup>、その射程距離は 2,500km である<sup>(18)</sup>。TLAM-N の冷戦期における主要な任務は地域における単一統合作戦計画 (Single Integrated Operational Plan: SIOP) の対象ではない目標に対する攻撃であるが、核交戦後の戦略予備戦力としての任務も想定されていた<sup>(19)</sup>。なお、SIOP とは、戦略核兵器の戦時における作戦計画を事前に定めたものである。TLAM-N は、現在 100 基が米国のジョージア州とワシントン

(12) 条約上の表現としては重爆撃機である。8,000km を超える航続距離を持つか、核搭載長距離空中発射巡航ミサイルを装備する爆撃機と定義される。

(13) *Jane's Strategic Weapon Systems*, Issue 53 (2010.7), pp.[23]-[24].

(14) SSN は、米軍で採用されている称号であり、“Attack Submarine, Nuclear” を表す。米国の攻撃型潜水艦の動力はすべて原子力である。

(15) SSBN は、米軍で採用されている称号であり、“Fleet Ballistic Missile Submarine” を表す。

(16) TERCOM は、飛翔するトマホーク巡航ミサイルが電波高度計で経路の下にある地形を感知し既にあるデータと照合して飛翔経路を決定する方法である。これに対して、後述する DSMAC は、光学装置で目標地域を感知し既にあるデータと照合して飛翔経路を決定する方法である。

(17) Robert S. Norris and Hans M. Kristensen, “U.S. Nuclear Forces, 2010,” *Bulletin of the Atomic Scientists*, vol.66 no.3 (May/June 2010), p.58. 核兵器の威力は、通常 TNT 火薬で換算した量によって表される。〈<http://thebulletin.metapress.com/content/067796p218428428/fulltext.pdf>〉, accessed on October 13, 2010.

(18) *op.cit.* (13), pp.203-207.

(19) William M. Arkin and Richard W. Fieldhouse, *Nuclear Battlefields: Global Links in the Arms Race*, Cambridge: Ballinger Publishing Company, 1985, pp.125-126.

州にある SSBN 基地に貯蔵されている<sup>(20)</sup>。

現在艦船に配備されているトマホーク巡航ミサイルは、第3・4世代であるブロック (Block) 3 とブロック 4 に属する TLAM-C、TLAM-D 及び TLAM-E の通常弾頭搭載型である<sup>(21)</sup>。ブロック 3 及びブロック 4 の誘導方式は、慣性と TERCOM に加えて、デジタル光景地域相関照合 (Digital Scene-Matching Area Correlation: DSMAC) と全地球測位システム (Global Positioning System) を用いている。ミサイルや爆弾の命中精度の指標として半数必中界 (Circular Error Probable: CEP) が用いられるが、TLAM-N の CEP は 80m である<sup>(22)</sup>。CEP とは、発射した兵器の半数が目標の中心からどれだけ離れた地点に着弾するかを表し、この数値が小さいほど命中精度が高いことを意味する。

TLAM-N については、米国は退役させるであろうと以前から考えられていた<sup>(23)</sup>。ところが、「米国の戦略態勢に関する議会委員会 (以下「戦略態勢委員会」という。)<sup>(24)</sup>が 2009 年 5 月 6 日に公表した報告書である「米国の戦略態勢」に次の記述があったことから、米国が日本に提

供する拡大抑止 (後述) との関係で話題を呼ぶこととなった。

「アジアでは、拡大抑止はロサンゼルス級攻撃型潜水艦への核巡航ミサイル—核搭載型トマホーク地上攻撃ミサイル—の配備を強く頼みにしている。この能力は、維持するための措置がとられなければ 2013 年には退役する。…委員会における私たちの作業において、アジアの幾つかの米国の同盟国は TLAM/N の退役を強く懸念していることが明らかになった。」<sup>(25)</sup>

報告書では日本を名指ししていないものの、日本政府が戦略態勢委員会に拡大抑止の信頼性が低下しないか懸念を表明していたとの報道がなされた<sup>(26)</sup>。その後、同年 12 月 24 日付で岡田克也外務大臣からヒラリー・ロダム・クリントン (Hillary Rodham Clinton) 米国務長官に書簡が出された。書簡のうち TLAM-N に関する主要な部分は次のとおりである。ここでいう RNEP とは、ジョージ・W・ブッシュ政権にお

<sup>(20)</sup> Norris and Kristensen, *op.cit.* (17), pp.67-68.

<sup>(21)</sup> U.S. Navy, “Tomahawk® Cruise Missile,” Fact Sheet, last update, 23 April 2010. <[http://www.navy.mil/navydata/fact\\_print.asp?cid=2200&tid=1300&ct=2&page=1](http://www.navy.mil/navydata/fact_print.asp?cid=2200&tid=1300&ct=2&page=1)>, accessed on October 21, 2010.

<sup>(22)</sup> *op.cit.* (13), pp.203-207.

<sup>(23)</sup> Robert S. Norris and Hans M. Kristensen, “Nuclear Notebook: U.S. Nuclear Forces, 2009,” *Bulletin of the Atomic Scientists*, vol.65 no.2 (March/April 2009), pp.65-66. <<http://thebulletin.metapress.com/content/f64x2k3716wq9613/fulltext.pdf>>, accessed on October 13, 2010.

<sup>(24)</sup> 戦略態勢委員会は、2008 会計年度国防授權法によって設置されたもので、米国の戦略態勢を見直すことを目的とする。この委員会は、上下両院軍事委員会の両会派が指名する委員によって構成される。ウィリアム・J・ペリー (William J. Perry) 元国防長官を委員長、ジェイムズ・R・シュレジンジャー (James R. Schlesinger) 元国防長官を副委員長とする。National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2008, Public Law 110-181, 110th Cong., 2nd sess., January 28, 2008, sec.1062.

<sup>(25)</sup> United States Institute of Peace, “Congressional Commission on the Strategic Posture of the United States Issues Final Report,” May 6, 2009. <<http://www.usip.org/newsroom/news/congressional-commission-the-strategic-posture-the-united-states-issues-final-report>>, accessed on October 27, 2010; Congressional Commission on the Strategic Posture of the United States, *America's Strategic Posture: The Final Report of the Congressional Commission on the Strategic Posture of the United States*, Washington, D.C.: United States Institute of Peace Press, 2009, p.26. <[http://media.usip.org/reports/strat\\_posture\\_report.pdf](http://media.usip.org/reports/strat_posture_report.pdf)>, accessed on October 28, 2010.

<sup>(26)</sup> Hans M. Kristensen (田窪雅文訳) 「被爆国日本は核軍縮の足かせとなるのか」『世界』795号, 2009.9, pp.152-157; 「日本、「核の傘」縮小懸念 元長官証言 自公政権時、米に伝達」『朝日新聞』2009.11.6.

いて開発が検討されていた強化型地中貫通核兵器 (Robust Nuclear Earth Penetrator) である。

「私は、我が国政府として、上記委員会 [= 戦略態勢委員会] を含む貴国とのこれまでのやり取りの中で、TLAM/N や RNEP といった特定の装備体系を貴国が保有すべきか否かについて述べたことはない」と理解しています。もし、仮に述べたことがあったとすれば、それは核軍縮を目指す私の考えとは明らかに異なるものです。

ただし、TLAM/N の退役が行われることになる場合には、我が国への拡大抑止にいかなる影響を及ぼすのか、それをどのように補うのかといった点を含む貴国の拡大抑止に係る政策については、引き続き貴国による説明を希望するものです。<sup>(27)</sup>

TLAM-N は、NPR において退役の方針が明示された。その記述は次のとおりである。

「米国は核搭載海洋発射巡航ミサイル (TLAM-N) を退役させる。…それ [このシステム] は、危機において前方展開される核兵器の複数ある手段の一つであった。他の手段には、爆弾・巡航ミサイルを搭載する爆撃機の前方展開だけでなく、両用 [核・通常戦力を持つ] 戦闘機の前方展開がある。加えて、米国の ICBM と SLBM は、あらゆる潜在的な敵を攻撃する能力を持

つ。TLAM-N の抑止と保証という役割は、これらの他の手段によって十分に代替されるものであり、米国は信頼性のある拡大抑止態勢及び能力の提供について義務を負い続ける。」<sup>(28)</sup>

## II 核抑止の基本的な概念

米統合参謀本部資料『国防総省軍事及び軍事関連用語辞典』は、抑止を「結果に対するおそれによって行動を防ぐことである。受け入れがたい反作用について、それが信頼性のある脅威として存在することがもたらす精神状態である。」と定義する<sup>(29)</sup>。抑止の要件として求められるのは、「受け入れがたい反作用」とそれが「信頼性のある脅威」となっていることである。これはより一般的な表現を用いれば、抑止される側にとって受け入れがたいコストをもたらし能力を、抑止する側が有し必要なときにそれを行使することについて、抑止される側が認識することである<sup>(30)</sup>。

抑止の要件である「受け入れがたい反作用」は様々な形態をとりうる。グレン・H・スナイダー (Glenn H. Snyder) によれば、抑止とは、予想される利益を上回るコストとリスクがあることを敵に予想させることで軍事行動を思いとどまらせることをいい、報復力 (punishment capabilities) と拒否力 (denial capabilities) によって支えられる<sup>(31)</sup>。報復力とは、抑止する側が反撃することで受ける抑止される側のコストに

(27) 2009年12月24日付ヒラリー・ロダム・クリントン米国务長官宛て岡田外相の書簡 <[http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/kaiken/gaisho/pdfs/g\\_1001\\_01.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/kaiken/gaisho/pdfs/g_1001_01.pdf)>, accessed on October 27, 2010.

(28) Department of Defense, *Nuclear Posture Review Report*, April 2010, p.28. <<http://www.defense.gov/npr/docs/2010%20Nuclear%20Posture%20Review%20Report.pdf>>, accessed on October 13, 2010.

(29) Joint Chiefs of Staff, *Joint Publication 1-02: Department of Defense Dictionary of Military and Associated Terms*, 12 April 2001 (As amended through 31 July 2010), p.135. <[http://www.dtic.mil/doctrine/new\\_pubs/jpl\\_02.pdf](http://www.dtic.mil/doctrine/new_pubs/jpl_02.pdf)>, accessed on October 20, 2010.

(30) Michael Quinlan, *Thinking about Nuclear Weapons: Principles, Problems, Prospects*, Oxford: Oxford University Press, 2009, p.23.

(31) Glenn H. Snyder, *Deterrence and Defense: Toward a Theory of National Security*, Princeton: Princeton University Press, 1961, pp.3-16.

係るものであり、戦略核兵器による大量報復又は限定報復が想定されていた。他方、拒否力とは、抑止される側が攻撃でその目標を達成する可能性に係るものであり、具体的には抑止する側の抵抗としての軍事行動が想定されていた。報復力と拒否力は必ずしも常に区別できるものではないが、その力点を置く度合いによって、抑止は、懲罰的抑止 (deterrence by punishment) と拒否的抑止 (deterrence by denial) に分けられる<sup>(32)</sup>。なお、これらの概念が登場した1960年前後は、拒否力は通常・核兵器のいずれか又は両方のどちらを使用するにしろ、前線における戦術的な軍事行動を想定してのものであったが、その後抑止される側の本国にある戦略核兵器などをそれが使用される前に破壊する能力を含むなど広範囲に考えられるようになる。なお、スナイダーは核抑止理論の形成に貢献した人物であり、後述するトーマス・C・シェリング (Thomas C. Schelling) とハーマン・カーン (Herman Kahn) も同様である。同じく後述するローレンス・フリードマン (Lawrence Freedman) は著名な核戦略の研究者である。

次に抑止の対象であるが、その種類によって基本抑止 (basic deterrence) と拡大抑止 (extended deterrence) に分けられる。基本抑止は抑止する側の国民・領土に対する核攻撃を抑止することであり、拡大抑止は抑止する側の同盟国に対する核・通常攻撃を抑止することである<sup>(33)</sup>。拡大抑止は「核の傘」ともいい、冷戦後は生物・

化学兵器による攻撃を抑止することにも力点が置かれるようになった。なお、冷戦期においては抑止というとき、核兵器による抑止を主に意味してきたが、通常兵器による抑止も当然ありうる。また、本来的には核兵器の使用に限った概念ではないが、核抑止理論では、範囲と強度が増す方向で紛争の性格が質的に変化するという意味でエスカレーションという概念がしばしば用いられる<sup>(34)</sup>。

### III 米国の NCND 政策

米国は、1958年1月2日に国家安全保障会議作戦調整委員会において、前述の NCND 政策をとることを決めた<sup>(35)</sup>。NCND 政策を採用する軍事的な利益については、ジェームズ・ケリー (James Kelly) 東アジア担当国防次官補代理が1985年3月18日の下院外交委員会アジア・太平洋小委員会に提出したステートメントにおいて、次のように記載されている。

「私たちの船のどれが優れた能力 [= 核兵器] を持っているか分からせることで、敵の追跡及び目標選定の問題を米国に軽減させることを期待するのは非合理的であるだろう。活動・作戦の領域を明らかにすること又は制限することは、その船舶の脆弱性を増加しその有用性を制限することになる。それは抑止を弱め、通常兵器による軍事力

<sup>(32)</sup> Glenn H. Snyder, "Deterrence and Power," *Journal of Conflict Resolution*, vol.4 no.2 (June 1960), pp.163-164.

<sup>(33)</sup> The Harvard Nuclear Study Group, *Living with Nuclear Weapons*, Cambridge: Harvard University Press, 1983, pp.137-142.

<sup>(34)</sup> Lawrence Freedman, "The First Two Generations of Nuclear Strategists," Peter Paret, ed., *Makers of Modern Strategy: From Machiavelli to the Nuclear Age*, Princeton: Princeton University Press, 1986, p.761.

<sup>(35)</sup> Hans M. Kristensen, *The Neither Confirm nor Deny Policy: Nuclear Diplomacy at Work*, February 2006, pp.6, 83. (<http://www.nukestrat.com/pubs/NCND.pdf>), accessed on January 26, 2010; "Release of Information on Nuclear Weapons and on Nuclear Capabilities of U.S. Forces," OPNAV INSTRUCTION 5721.1F, 3 February 2006. (<http://doni.daps.dla.mil/Directives/05000%20General%20Management%20Security%20and%20Safety%20Services/05-700%20General%20External%20and%20Internal%20Relations%20Services/5721.1F.pdf>), accessed on October 20, 2010.

の利用を含めて、武力に訴えようとする敵の衝動を増すことになるだろう。」<sup>(36)</sup>

つまり、NCND 政策の軍事的な利益とは、核兵器の存在を明らかにしている場合と比べて、敵国は米国の核兵器を無力化するために余計な軍事行動をとる必要が生じることになり、そのことで軍事行動に出る動機がそがれるというものである。この他に、NCND 政策をとる利益としては、米国が同盟国と核兵器に関する情報を共有しないですむことや、また核兵器の存在を認めた場合と比べて受入れ国の国民の反発を受けずにすむことが挙げられる<sup>(37)</sup>。

米国は、ブッシュ・イニシアティブによって、SLBM を搭載する SSBN を除いて艦船に核兵器を搭載しないことを決めた。ブッシュ・イニシアティブとは、ジョージ・H・W・ブッシュ (George H. W. Bush) 政権が 1991 年 9 月 27 日に公表した一連の核軍縮措置であり、ほぼ同様の措置を行うようソ連に求めたものである<sup>(38)</sup>。これは、ワルシャワ条約機構の解体、ソ連におけるクーデターに対する改革派の勝利といった安全保障環境の変化を受けての、「ソ連が徴候なく西欧諸国に侵攻する可能性はもはや現実的な脅威ではない」という情勢判断に基づくものである。ブッシュ・イニシアティブのうち、非戦略核兵器に関する部分としては、①地上発射短距離核兵器の撤去、②水上艦船、攻撃型潜水艦及び陸上配備海軍航空機からの核兵器の撤去

がある<sup>(39)</sup>。①については地上発射短距離核兵器である核砲弾と短距離弾道ミサイルの核弾頭を破棄するとし、②についてはこれを通常の態勢とするとして再搭載の可能性を残した。ブッシュ大統領は、ブッシュ・イニシアティブで表明した地上発射戦術核兵器と海軍の戦術核兵器の米本土への撤去が終了したことを 1992 年 7 月 2 日に公表した<sup>(40)</sup>。

クリントン政権では、1994 年 9 月 22 日の議会における NPR に関する説明において、非戦略核兵器について次のような方針を示した<sup>(41)</sup>。①空軍の両用航空機については、同盟の義務を維持し、米国本土と欧州における現状の戦力を維持する、②海軍の空母・水上艦船の核兵器能力を廃する、③攻撃型潜水艦の TLAM-N を搭載する能力は維持する、というものである。これで、ブッシュ・イニシアティブにおいてはまだ残されていた空母艦載両用航空機への核兵器及び水上艦船への TLAM-N の再搭載という選択肢が放棄されることとなった。

米海軍の NCND 政策は現在も維持されており、現行の米海軍作戦部長指令 5721.1F「米軍の核兵器及び核能力の情報の公開」(2006 年 2 月 3 日)において次のように記載されている。なお、米国は戦略核兵器の削減の一環として、SSBN の一部について、弾道ミサイルを撤去し SLCM を搭載する改修を行った。5721.1F は、この改修に伴い発せられたものである。改修された SSBN は、誘導ミサイル搭載潜水艦として

<sup>(36)</sup> House Committee on Foreign Affairs, *Security Treaty between Australia, New Zealand, and the United States: Hearing before the Subcommittee on Asian and Pacific Affairs of the Committee on Foreign Affairs*, 99th Cong., 1st sess., 1985, p.155.

<sup>(37)</sup> Jan Prawitz, "Neither Confirming nor Denying: Thoughts on a Principle," Sverre Lodgaard, ed., *Naval Arms Control*, London: SAGE Publications, 1990, p.241.

<sup>(38)</sup> President, "Address to the Nation on United States Nuclear Weapons Reductions, September 27, 1991," *Public Papers of the Presidents of the United States: George Bush, July 1 to December 31, 1991*, Washington, D.C.: GPO, 1992, pp.1220-1224.

<sup>(39)</sup> ほかに、新型兵器の開発中止など戦略核兵器に関する措置も公表された。

<sup>(40)</sup> President, "Statement on the United States Nuclear Weapons Initiative, July 2, 1992," *Public Papers of the Presidents of the United States: George Bush, January 1 to July 31, 1992-93*, Washington, D.C.: GPO, 1993, p.1062.

<sup>(41)</sup> Senate Committee on Armed Services, *Briefing on Results of the Nuclear Posture Review: Hearing before the Committee on Armed Services*, 103rd Cong., 2nd sess., 1994, p.17.

分類される。

〔(1) 水上艦船、攻撃型潜水艦、誘導ミサイル搭載潜水艦及び海軍航空機について

水上艦船、海軍航空機、攻撃型潜水艦又は誘導ミサイル搭載潜水艦に核兵器を搭載しないというのが、米国の一般的な政策である。しかしながら、特定の艦船、潜水艦又は航空機に核兵器を搭載しているか否かについて論じることはない。

(2) 弾道ミサイル搭載潜水艦及び陸上施設について〔略〕

あらゆる一般的又は個々の場所について、核兵器の存在の有無を肯定も否定もしないというのが、米国政府の政策である。〕<sup>(42)</sup>

#### IV 非核三原則及び核トマホーク退役に関する日本政府の見解

日本政府は、『「密約」有識者委員会報告書』の公表後、非核三原則について次の見解を明らかにした。

「政府としては非核三原則を堅持する方針である。また、1991年の水上艦及び攻撃型潜水艦を含む米国海軍の艦艇及び航空機から戦術核兵器を撤去する旨、1992年の同撤去を完了した旨の表明等これまでに公表された米国政府の核政策に基づけば、現時点において、政府としては、核兵器を搭載する米国の艦船の我が国への寄港はないと判断している。〕<sup>(43)</sup>

また、非核三原則の一つである「持ち込ませず」原則と米艦船の寄港との関係について、岡田外相は、「持ち込みというのは、一時的寄港、領海通過、そして据えつけという本来狭い意味での持ち込みということがあると思いますが、この狭い意味での持ち込みというのは、…基本的に非核三原則があるというふうに申し上げているわけでありませぬ。もちろん、一時的寄港や領海通過についても、これは非核三原則の対象にする」とし、「余り仮定の議論をすべきでないと思いますが、緊急事態ということが発生して、しかし、核の一時的寄港ということ認めないと日本の安全が守れないというような事態がもし発生したとすれば、それはそのときの政権が政権の命運をかけて決断をし、国民の皆さんに説明する、そういうことだと思っております。」とした<sup>(44)</sup>。

また、TLAM-Nの退役について、同じく岡田外相は、「従来、もうトマホークについては既に外されていたということですが、従来ですと、政策を変えれば再度積むことができた、もうそれがなくなるということがございます。私は、そのこと自身は、実態上、それが日本の安全に影響を及ぼすというふうに基本的には考えておりませぬ」とし、「確かに、ミサイル防衛とかあるいは通常兵器の増強ということもNPRの中では触れられておりまして、そういったことをかみ合わせながら日本全体の平和と安全というものをどう確保していくか、そういう議論をこれから日米間でよく行っていかなければいけないというふうに考えております。」とした<sup>(45)</sup>。

(42) “Release of Information on Nuclear Weapons and on Nuclear Capabilities of U.S. Forces,” *op.cit.* (35), pp.2-3.

(43) 「衆議院議員志位和夫君提出「日米核密約」に関する質問に対する答弁書」(平成22年3月30日受領 答弁第274号)

(44) 岡田外相答弁(第174回国会衆議院外務委員会議録第5号 平成22年3月17日 p.6.)

(45) 岡田外相答弁(第174回国会衆議院外務委員会議録第11号 平成22年4月9日 pp.8-9.)

## V 東アジアの安全保障環境

東アジアの安全保障環境をみるに、主に日本の安全保障上問題となるのは、ロシアを別にすれば、北朝鮮の核・化学兵器及び中国の核兵器である。

北朝鮮の核兵器の実態については様々な見解があり確たることはいえないが<sup>(46)</sup>、核兵器を製造しそれに必要なプルトニウムを保有しているといわれている<sup>(47)</sup>。北朝鮮は、核兵器を弾道ミサイルの弾頭に搭載できるかどうかは明らかではないが、日本を射程に収める弾道ミサイルを保有している。ノドン (No Dong) を 10-100 基配備し<sup>(48)</sup>、さらに射程距離が長いテポドン (Taepo Dong) やムスダン (Musudan) の開発を進めているとされる<sup>(49)</sup>。また、北朝鮮は 2,500-5,000 トンの化学兵器を保有し、それは弾道ミサイルにも搭載できるとされる<sup>(50)</sup>。

核兵器の専門家であるロバート・S・ノリス (Robert S. Norris) とハンス・M・クリステンセン (Hans M. Kristensen) によれば、中国の核兵器は、総数は約 240 発でそのうち 175 発が配備されている<sup>(51)</sup>。核兵器を搭載する地上発射弾道ミサイルのうち特に日本の安全保障上問題となるのは、IRBM の DF-3A の 17 基と、MRBM の

DF-21 の 60 基である。また、爆撃機 H-6 等の航空機が搭載する自由落下爆弾 40 発と巡航ミサイルも日本を射程に収めている可能性がある。戦略核兵器としては、ICBM の DF-4<sup>(52)</sup> の 17 基、DF-5A の 20 基、DF-31 の 8 基、DF-31A の 13 基がある。中国は、SLBM を保有するが、SSBN はパトロールに従事していないとされる。

## VI 論点

TLAM-N の退役について論点となったのは、日本の安全保障に提供される米国の抑止の機能が低下しないかという懸念である。例えば、TLAM-N という非戦略核兵器が使用できなくなることで、「戦略核を使用すれば、米本土が「報復」対象となる可能性があり、日本への核攻撃の報復として米国が戦略核を用いる保証はない」というものや<sup>(53)</sup>、「短、中距離核に対し大陸間弾道弾で対抗することは抑止理論上、問題がある。簡単にいえば、沖縄を守るためにワシントンを廃墟に出来ないからだ」<sup>(54)</sup>という指摘があった。

他方、密約調査の結果の公表に対していくつか論点が提示されたが、艦船搭載核兵器に関連するものとして、非核三原則の見直しを求める

(46) Shannon N. Kile et al., "World Nuclear Forces," Stockholm International Peace Research Institute, *SIPRI Yearbook 2010: Armaments, Disarmament and International Security*, Oxford: Oxford University Press, 2010, pp.364-366.

(47) Larry A. Niksch, "North Korea's Nuclear Weapons Development and Diplomacy," *CRS Report for Congress*, RL33590 (January 5, 2010), pp.27-28. <<http://fpc.state.gov/documents/organization/137176.pdf>>, accessed on November 15, 2010.

(48) International Institute for Strategic Studies, *Military Balance 2010*, Abingdon: Routledge, 2010, p.412.

(49) *op.cit.* (13), pp.94, 100-104.

(50) International Crisis Group, "North Korea's Chemical and Biological Weapons Programs," *Asia Report*, no.167 (18 June 2009), p.7. <[http://www.crisisgroup.org/~media/Files/asia/north-east-asia/north-korea/167\\_north\\_koreas\\_chemical\\_and\\_biological\\_weapons\\_programs.ashx](http://www.crisisgroup.org/~media/Files/asia/north-east-asia/north-korea/167_north_koreas_chemical_and_biological_weapons_programs.ashx)>, accessed on November 17, 2010.

(51) Robert S. Norris and Hans M. Kristensen, "Chinese Nuclear Forces, 2010," *Bulletin of the Atomic Scientists*, vol.66 no.6 (November/December 2010), pp.134-141.

(52) DF-4 は IRBM と分類されることもある。 *op.cit.* (13), pp.16-17.

(53) 「抑止力低減 破れる「核の傘」」『産経新聞』2010.4.8.

(54) 河内孝「欺瞞の堆積 日米「核密約問題」の本質に迫る」『新潮 45』28 巻 12 号, 2009.12, p.143.

ものがあつた。例えば、「米国は、全世界にある米軍の核兵器の所在について肯定も否定もしない原則を持っている。…外務省は、91年の米軍艦船からの戦術核の撤去宣言により、当面、不都合は生じない、とするが、問題の先送りにすぎない。米軍の核抑止力を機能させるため、「持ち込ませず」のうち、核兵器の日本国内配備の禁止は継続するとしても、寄港・通過などは除外することを、政府は真剣に検討すべき時である」と主張するものや<sup>(55)</sup>、「現在、米軍は核兵器を水上艦に積んでいないといわれるので、日本政府が非核三原則を掲げても日米間で直ちに問題は起きないだろう。しかし、有事など何らかの理由で核兵器を水上艦に積んで寄港するか、戦略核を積んだ潜水艦が日本の領海を通過する場合、米側が事前協議を申し入れて来ないだろう。…今後は日本側も、寄港・通過は持ち込みでないとの立場を取り日本の海にも米国の核が存在し得ることを明らかにする方が、核抑止力の強化に資するだろう」などの主張である<sup>(56)</sup>。ここで問題にされているのは、非戦略核兵器が再配備される可能性とSSBNの領海通過である。核兵器搭載艦船の寄港・通過を非核三原則の「持ち込ませず」の対象からはずすべきとの主張があるが、これを「非核2.5原則」ということがある。

これらの主張や指摘について、これまで述べてきたことを踏まえ、攻撃手段及び抑止する存在としての論点から考察する。後者については、非核三原則との関係についても考察する。

## 1 攻撃手段としての論点

冷戦期において、西側では欧州における核兵

器の使用は、戦略核兵器に対しては戦略核兵器、非戦略核兵器に対しては非戦略核兵器というように、同レベルの核兵器によって抑止されると考えられていた<sup>(57)</sup>。このように米国が戦略核兵器を保有していても、それだけでは東側の攻撃を十分に抑止できないと考えられていた背景には、抑止の要件である「信頼性のある脅威」についての議論があり、拡大抑止についてはその信頼性の程度が常に問題となった。欧州の場合でいえば、ソ連が米国本土に対する核兵器による報復力を有するとき、極端な場合を除いて米国が核戦争に踏み切るとは想定できなかったということである<sup>(58)</sup>。欧州では、ソ連がそのような能力を確立した1950年代後半から1960年代前半にかけて米国による抑止の信頼性の低下が懸念されるようになり、北大西洋条約機構(North Atlantic Treaty Organization)の枠組みの内外で核戦力が構築されるようになった。

他方、冷戦後、米国の戦略核運用政策においては、その応酬を想定しない戦略核兵器の使用が選択肢とされるようになる。クリントン政権において、1997年11月の大統領決定指令60号(Presidential Decision Directive/NSC-60: PDD/NSC-60)を受けて策定された攻撃目標は次のとおりである<sup>(59)</sup>。前述のSIOPにおいては、ロシアに2,260(核戦力1,100、通常戦力500、指導部160、戦争維持産業500)が割り当てられ、中国(指導部、核関連施設、重要産業)も含まれる。SIOP対象外の戦略核兵器に割り当てられた攻撃目標は中国、ロシア、イラン、イラク、北朝鮮である。

SIOPは、ジョージ・W・ブッシュ政権において、より小規模かつ柔軟に目標選定を行う計

(55) 「(社説)日米同盟強化へ検証を生かせ」『読売新聞』2010.3.10.

(56) 「通過・寄港認め「2.5原則」に 柳井俊二さん」『朝日新聞』2010.3.10.

(57) 非戦略核兵器は、射程距離の長短で戦術核兵器と戦域核兵器に分類されることがある。また、西側では東側の通常兵器による攻撃を抑止することも核兵器の役割としていた。

(58) Lawrence Freedman, *Britain and Nuclear Weapons*, London: Macmillan Press, 1980, pp.101-113.

(59) Bruce Blair, "START III, Nuclear War Plans and the Cold War Mindset," *Defense Monitor*, vol.29 no.5 (June 2000), pp.5-6.

画として2003年4月に作戦計画(Operations Plan: OPLAN)に置き換えられた<sup>(60)</sup>。SIOPがソ連(ロシア)と中国を攻撃対象として想定していたのに対して、OPLANの対象は広範囲である。現在のOPLANは、2009年2月に策定されたOPLAN 8010-08「戦略的抑止と地球的打撃(Strategic Deterrence and Global Strike)改定版1」である<sup>(61)</sup>。OPLAN 8010-08改定版1では、攻撃目標として6か国が想定されている。その国名は明らかになっていないが、クリステンセンは、中国、北朝鮮、イラン、ロシア及びシリアが含まれると推測している。

このように米国の核兵器の攻撃目標としては、北朝鮮及びイランなどのいわゆる「ならず者国家(rogue state)」の比率が高まってきており、米国の戦略核兵器は拒否的抑止に重点を一層置くようになったといえる<sup>(62)</sup>。「ならず者国家」の指導者にはその国民を人質にすることになる懲罰的抑止は機能せず、指導者や核兵器を含む大量破壊兵器を攻撃できるようにすることでその使用を抑止しようとするのが冷戦後の米国の戦略である。ところで、巡航ミサイルは弾道ミサイルより速度がはるかに遅いが、ALCMを搭載するB-52HはSSNより緊急展開能力において優れている。冷戦期においてすらTLAM-N

は速度が遅く十分な破壊力を持たないことから第一撃には向かないと理解されており<sup>(63)</sup>、拒否的抑止に一層傾斜した米国の冷戦終結後の核戦略においてはTLAM-Nの退役は当然の帰結といえる。

ALCMの威力及び射程距離はTLAM-Nと同じであるが、CEPは30mでありTLAM-Nより命中精度が高い<sup>(64)</sup>。そこで、中国はTLAM-Nで攻撃を受けると米国に向けてICBMを使用することはないが、戦略核兵器であるALCMで攻撃を受けるとICBMで攻撃するというような主張が成り立つか考えてみる。

シェリングは、核兵器を使用するとき、その攻撃目標は、戦術的な面ではなく戦争の性質と使用する側の意図について敵指導部が理解するという観点から選択されるべきであるとする<sup>(65)</sup>。また、カーンは、準危機的状況から全面戦争までエスカレーションの44段階を想定したが、それぞれの段階の主要な相違点は攻撃対象である<sup>(66)</sup>。つまり、エスカレーションの制御は、核の運搬手段の種類よりは、攻撃目標と使用される核兵器の威力によってなされるといえる。米国の戦略核兵器はB61-11の0.3-350キロトンからB83の1-2メガトンまで幅広い威力を持つものがあり<sup>(67)</sup>、様々な攻撃目標に対応した戦力を構築しているといえ

<sup>(60)</sup> Secretary of Energy and Secretary of Defense, *National Security and Nuclear Weapons in the 21st Century*, September 2008, p.13. <<http://www.defenselink.mil/news/nuclearweaponspolicy.pdf>>, accessed on September 24, 2008; William M. Arkin, *Code Names: Deciphering US Military Plans, Programs, and Operations in the 9/11 World*, Hanover: Steerforth Press, 2005, p.61.

<sup>(61)</sup> Hans M. Kristensen, "Obama and the Nuclear War Plan," *Federation of the American Scientists Issue Brief*, February, 2010, pp.2-6. <<http://www.fas.org/programs/ssp/nukes/publications1/WarPlanIssueBrief2010.pdf>>, accessed on October 15, 2010.

<sup>(62)</sup> Nick Ritchie, *US Nuclear Weapons Policy after the Cold War: Russians, 'Rogues' and Domestic Division*, London: Routledge, 2009, pp.98-99. この点について核戦略における評価をしたものとして、松山健二「米国の戦略核運用政策の変遷と現状」『レファレンス』696号, 2009.1, pp.73-76. <[http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/200901\\_696/069603.pdf](http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/200901_696/069603.pdf)>

<sup>(63)</sup> John E. Moore and Richard Compton-Hall, *Submarine Warfare: Today and Tomorrow*, Bethesda: Adler & Adler, 1987, p.258.

<sup>(64)</sup> *op.cit.* (13), pp.182-183; Norris and Kristensen, *op.cit.* (17), p.58.

<sup>(65)</sup> Thomas C. Schelling, *Arms and Influence*, New Haven: Yale University Press, 2008, pp.112-113. 初版は1966年。

<sup>(66)</sup> Herman Kahn, *On Escalation: Metaphors and Scenarios*, New Brunswick: Transaction Publishers, 2010, p.39. 初版は1965年。

る。TLAM-N と ALCM（攻撃対象によっては自由落下爆弾も）は攻撃手段としては代替可能であり、TLAM-N の退役は日本の安全保障において抑止のための攻撃手段としては影響はないといえる。なお、ICBM と SLBM の威力はいずれも 100 キロトン単位であり、TLAM-N と同等の役割を求めることができるかどうかは状況による。

## 2 抑止する存在としての論点—非核三原則との関係

TLAM-N と ALCM 等の航空機搭載核兵器は、攻撃手段としては代替可能であるが、抑止される側に抑止する手段を示すあり方（方法）としては異なる。TLAM-N を搭載する SSN は本来潜水艦であるので秘匿性が重視されるが、寄港することでその存在を示すことができる。他方、航空機は基地に配備されることでその存在を示す。フリードマンは、冷戦期の欧州における核巡航ミサイルの配備について、兵器は侵略の経路上にありその障害となることが重要であったとする<sup>(68)</sup>。つまり、侵略を抑止する手段となる兵器は、そのような状況にあるとき、「信頼性のある脅威」としての確度が高くなるといえる。

将来東アジアの安全保障環境において緊張が高まるなどして、日本の安全保障に提供される米国の抑止をより明確にする必要が生じるときがあるかもしれない。その際に B-52H 等の核搭載航空機を日本に配備するという方法は、当

然非核三原則に反することになる。その点で、TLAM-N を搭載した SSN が日本近海で存在を示すことは、寄港するかどうかはさておき、陸上配備よりは明確さという点で劣るものの、同じ理由で国内外に対する影響がより少ない選択肢となりうるものであった。なお、基地に配備される航空機については、先制攻撃によって容易に無力化されうるという安全保障上の問題点がある<sup>(69)</sup>。

ところで、非核三原則との関係では、核搭載艦船としては SSN 以外に SSBN の存在が指摘されることがある。日本の領海を航行する可能性や、事故など緊急事態に陥り寄港を求めたりする可能性<sup>(70)</sup>が指摘される。しかしながら、前者については、戦略核のうち SLBM に期待されているのは、残存性 (survivability)<sup>(71)</sup>であることから、SSBN が安全な海域からわざわざ離れて日本近海を含む東アジアを航行する可能性は低い<sup>(72)</sup>。また、SSBN がパトロールを行っているとき、その場所は乗組員ですらその一部の人々のみ把握しているとされるほどその秘匿性は高く<sup>(73)</sup>、抑止する存在を明らかにすることはその求められる役割から逸脱することになる。さらに、SSBN が搭載する SLBM は TLAM-N と異なり 12,000km という長い射程距離を持ち日本と関係の薄い地域を攻撃することが可能であり<sup>(74)</sup>、仮に東アジアでパトロールを行っていてもそれが日本の安全保障のための目標選定をしている保証はない。

(67) *op.cit.* (13), pp.191-193.

(68) Freedman, *op.cit.* (58), p.74.

(69) 高橋 前掲注(4), pp.44-47.

(70) 「拡大抑止で日米は協議を チャールズ・ファーガソンさん」『朝日新聞』2010.3.10.

(71) 核戦略において残存性とは、核兵器の使用を含む交戦時に、敵にその存在を察知されず破壊されにくい性質をいう。

(72) 1981年4月9日に米国のSSBNであるジョージ・ワシントン (George Washington) が九州近海で日本船日昇丸に衝突する事故があった。しかしながら、その際、ジョージ・ワシントンは「戦略抑止部隊の第一警戒態勢」にあったわけではなく、P-3C との協同対潜水艦訓練において SSN の役割を担っていた。Department of Defense, "The Collision between USS George Washington and Nissho Maru," 5 May 1981; Department of the Navy, "Report of the Collision between USS George Washington and Nissho Maru," 14 August 1981.

(73) Stephen M. Younger, *The Bomb: A New History*, New York: Harper-Collins Publishers, 2009, pp.85-86.

(74) *op.cit.* (13), pp.209-211.

次に、SSBNが事故などによって寄港を求める可能性であるが、これは米国の核抑止力との関係で考えるのではなく、人道上の対応として考えるのが適切と思われる。SSBNは、米国以外でも英仏露中が保有している。SSBNが秘匿性を重視することは既に述べたが、これらの艦船が緊急事態に陥り日本に寄港の許可を求めるなど援助を依頼する可能性は、米国のSSBNと同様でないわけではない。

非核三原則の一つである「持ち込ませず」原則から寄港や通過を対象外とする「非核2.5原則」については、これまでみてきたように現在の米国の核戦力態勢や核戦略から考えれば、その原則を採用しても軍事的には意味がないといえる。もっとも、そうすることは、米国の核抑止への「依存度」を高めるかのような純粋に政治的なメッセージとしての意味は持ちうるかもしれない。

米国の国際戦略問題研究所 (Center for Strategic and International Studies: CSIS) が2009年に公表した核の拡大抑止に関する報告書では、TLAM-Nが退役する場合に、日本に提供される米国の拡大抑止との関係で核兵器の存在やそれが利用可能であることを強く示す方法として、① B-2/B-52のゲーム・ディエゴ・ガルシアへの配備、② SSBNの寄港、③ 演習・訓練・統合防衛活動、④ 核兵器の使用を含む机上演習・統合計画の四つの選択肢を挙げている<sup>(75)</sup>。これらについては、次のように考えることができる。①②については、日本の安全保障に提供される米国の抑止をより明

確にする方法とはなりうるが、当該核兵器が日本の安全保障のために目標選定される保証はないことに留意する必要がある。②については、秘匿性を第一とするSSBNの運用政策を変更する必要がある。また、米国は通常弾頭型のSLBMを保有していないので、SSNと異なりSSBNの寄港については、NCND政策を取ることは軍事的な利益はなく、受入れ国の国民の反発を受けずにすむという政治的な利益も存在しない。②の場合は、④も視野に入れてむしろ核兵器に関する情報を共有することになることが想定される。

おわりに

TLAM-Nは抑止のための攻撃手段としては代替可能なものであるが、日本の安全保障に提供される米国の抑止をより明確にする方法としては他にはない選択肢の一つであった。他方、CSISの核の拡大抑止に関する報告書では、米国の日本に対する安全保障を強化する手段として日米間の抑止についての戦略対話を提言している<sup>(76)</sup>。東アジアの安全保障環境を踏まえて、日本の安全保障に提供される米国の抑止がこれまで以上に確かなものとして両国が理解する必要が生じる状況においては、そのような戦略対話も含めて新たな対応が検討されることになろう。TLAM-Nの退役は、そのような状況における選択肢を検討する一つの契機であったといえる。

(まつやま けんじ)

<sup>(75)</sup> Center for Strategic and International Studies, *Exploring the Nuclear Posture Implications of Extended Deterrence and Assurance: Workshop Proceeding and Key Takeaways*, November 2009, pp.50-52. ([http://csis.org/files/publication/091218\\_nuclear\\_posture.pdf](http://csis.org/files/publication/091218_nuclear_posture.pdf)), accessed on February 24, 2010. もっとも、この報告書の作成に関与したメンバーの間では、TLAM-Nは日本の潜在的な敵を抑止するのに必要な能力ではないことについて見解が一致していた。

<sup>(76)</sup> *ibid.*, pp.52-54. ほかにも拡大抑止に関する日米間の協議の必要性を説いたものはある。金子 前掲注(4), p.11.

## 〈略語一覧〉

ALCM	Air-Launched Cruise Missile	空中発射巡航ミサイル
CEP	Circular Error Probable	半数必中界
CSIS	Center for Strategic and International Studies	国際戦略問題研究所
DSMAC	Digital Scene-Matching Area Correlation	デジタル光景地域相関照合
ICBM	Intercontinental Ballistic Missile	大陸間弾道ミサイル
IRBM	Intermediate-Range Ballistic Missile	中距離弾道ミサイル
MRBM	Medium-Range Ballistic Missile	準中距離弾道ミサイル
NCND	Neither Confirming Nor Deny	核兵器の有無について肯定も否定もしない（政策）
NPR	Nuclear Posture Review	核態勢見直し
NSC	National Security Council	国家安全保障会議
OPLAN	Operations Plan	作戦計画
PDD/NSC	Presidential Decision Directive/NSC	大統領決定指令
RNEP	Robust Nuclear Earth Penetrator	強化型地中貫通核兵器
SIOP	Single Integrated Operational Plan	単一統合作戦計画
SLBM	Submarine-Launched Ballistic Missile	潜水艦発射弾道ミサイル
SLCM	Sea-Launched Cruise Missile	海洋発射巡航ミサイル
SSBN	Fleet Ballistic Missile Submarine	弾道ミサイル搭載原子力潜水艦
SSN	Attack Submarine, Nuclear	攻撃型原子力潜水艦
START I	Strategic Arms Reduction Treaty I	第1次戦略兵器削減条約
TERCOM	Terrain Contour Matching	地形等高線照合
TLAM-N	Tomahawk Land Attack Missile-Nuclear	核搭載トマホーク地上攻撃ミサイル